

平成26年度 東大阪市観光振興事業補助金公募要領

1. 事業内容

観光関連団体等が実施する東大阪市のイメージアップ、地域経済の活性化等につながる観光振興事業に対して補助金を交付します。

- (1) 観光振興を目的とするイベント事業
- (2) 観光資源の調査、研究及び開発に関する事業
- (3) 観光施設の利用促進に関する事業
- (4) 観光地の紹介及び宣伝に関する事業
- (5) 観光客の誘致に関する事業
- (6) 観光事業関係者の指導研修に関する事業
- (7) 郷土特産品の開発及び紹介宣伝に関する事業

2. 応募資格（補助対象者）

- (1) 東大阪市の観光振興を目的とする観光関連団体
- (2) 観光事業の実施及び振興等を目的に組織された団体

※東大阪市の観光振興を目的とした団体で、本事業にかかる企画立案及び経理処理、各種事務の的確な処理・個人情報管理体制など、事業実施に必要な能力や体制を有する団体といたします。（法人格の有無は問いません。）

3. 補助金限度額等

- ・補助限度額：50万、補助率：補助対象経費の50%以内
（ただし、予算の範囲内での執行とする）
- ・補助対象下限額：10万円

4. 補助対象経費

専門家謝金、旅費、会議費、会場借上料、会場設営費、通信運搬費、委託料、広告宣伝費、印刷製本費、消耗品費、備品費、施設整備費、機器借上料、材料費、商品開発費、雑役務費

5. 補助対象外経費

- (1) 売上に直接繋がる経費（仕入れ代等）
- (2) 土地または建物の取得費
- (3) 事業経費にかかる消費税及び地方消費税（免税事業者を除く）
 - ※1 事業収入（売上金や広告料収入など）が申請団体に帰属し、かつ、当該事業収入が自己資金（補助事業自己負担額）を超過する場合、超過分については補助金額から減額します。
 - ※2 国、府あるいはその他の公益的団体の直接助成事業の対象となった場合、当該助成事業にかかる補助金額を総事業費から控除します。

6. 申請時提出書類

- (1) 東大阪市観光振興事業補助金交付申請書（様式第1）
- (2) 事業計画書（様式自由）
- (3) 収支予算書
- (4) 事業に関する総会等の議事録
- (5) 定款等（任意団体の場合は会則）
- (6) 申請団体の役員の役職・住所・氏名（ふりがな）・性別・生年月日が記載された名簿（写）、会員名簿（写）
- (7) 申請団体の前年度収支決算書
- (8) 見積書及び見積明細書（1件30万円以上の経費については2者以上の見積書が必要です。）
- (9) 業者選定理由書（必要時）
- (10) 請負契約書（1件50万円以上の業務に限る）

7. 応募期間

平成26年12月1日（月）～12月12日（金）【必着】

8. 応募方法

応募期間内に担当課まで申請書類を提出（持参または郵送）してください。

※申請書類（様式1）はホームページからダウンロードしていただくか、担当課にて配布します。

9. 審査及び選定方法

本市が設置する選定委員会において、提出書類審査及び申請者へのヒアリング（プレゼンテーション）にて審査します。

選定結果については、全申請者に対して郵送で通知します。

10. 留意事項

- ・補助対象事業は、補助金交付決定日以降の事業に限ります。
- ・本事業は必ず平成27年3月31日までに終了するものに限ります。

11. 問い合わせ先・応募先

東大阪市経済部商業課（東大阪市役所12階）

住 所：東大阪市荒本北1-1-1

電 話：06-4309-3176

FAX：06-4309-3846

E-mail：shogyo@city.higashiosaka.lg.jp